

社会保障制度 4月改定

## 医療・介護負担増目標押し

（月から）因縁（）をも認めた場合は悉く（）、医療養護病床に（）れていた人の軽減措置（）  
護、生活保護など社会（）負担とは別に追加負担（）入院している重症者の（）も縮小されます。  
保障の制度が見直され（）、が徴収される制度で（）、水光熱費を200円か  
れ、子ども・子育て向（）は、対象病院の基準を（）、ら370円と引き上げ（）、自己負担の限度額を超  
けの制度では一定の改善もみられますが、高齢者を中心に負担増となるものが面白押しで（）、ます。8月には、円ごとの  
0床以上から約500床以上に拡大。病院数は2662カ所から約410カ所に増えます。初診時5000円以上、再診時2500円以上が徴収されま  
す。入院時の食事代が、1食あたり360円から460円に値上がりします。74歳まで被用者保険加入の夫や子に扶養さ  
れます（低所得者除外）。紹介状なしで大病院区町村から都道府県に（）、康保険（国保）は、4月から財政運営主体が市

利用抑制も

に  
の「是正」指導を受け  
れば、利用の抑制をま  
ねきかねないとの懸念  
の声が上がっています。  
基盤年金で月額6万円  
941円(満額)、厚生年  
金で22万1千277円(基  
盤年金を含む標準標準的夫婦モデル)と据え置かれて  
います。年金が引かれます。介護保険料や後期高齢者医療  
保険料が多くの自己負担です。雇労省試算では、要  
介護2の人で、訪問介護週2回、通所介護週3回を利用した場合、  
2044年増の1万5千4  
子ども

上卷